

天草家保通信平成25年7月号

〒863-0002 天草市本渡町本戸馬場1706-3
 電話番号 0969-22-3668 FAX番号 0969-24-4393
 ホームページアドレス <http://www.pref.kumamo.jp/site/amakusa-1219>
 電子メールアドレス amakusakaho@pref.kumamoto.lg.jp



飼養衛生管理基準遵守状況 調査を実施中

家畜保健衛生所では、**原則として年1回以上農場へ立入し**、飼養衛生管理基準の遵守状況を確認することとしており、今年度については、12月までに管内全市町の立入検査を終了する計画としています。

昨年度の遵守状況調査では、

- ①衛生管理区域の境界の明示
- ②車両用の消毒設備の常設
- ③車両消毒の実施
- ④立入時の記帳等の実施及び帳簿の保管

特に以上の4項目について、遵守率が低い傾向が見られました。車両消毒として農場入口に石灰を散布し、併せて衛生管理区域の境界とする という農場が多く見られますが、石灰散布がおろそかになっている農場があるようです。

また、感染ルート等の早期特定のためには、全国の農場で上記④の項目が徹底されることが必要となります。お配りしているチェックシート（下敷き、上図）を再度確認して、飼養衛生管理基準を遵守しましょう。



看板の設置も
お願いします

毎月20日はくまもと家畜防疫の日
飼養衛生管理基準のチェックを行いましょう。

- 1 家畜防疫に関する最新情報の把握**
 - 伝染病発生情報や、防疫対策に関する情報を知っている。
- 2 衛生管理区域への病原体の持ち込みの防止**
 - 衛生管理区域や畜舎に入るときに、手指の洗浄及び靴の消毒をしている。
 - 当日の他の畜舎飼育施設などへの立入や過去1週間以内に海外から入国した者は、原則として立入をさせない（獣医師等を除く）
 - 物の畜舎関係施設などで使用した家畜に直接触れる物を衛生管理区域に持ち込むときは、洗浄又は消毒をしている。
 - 過去4月以内に海外で使用されていた衣服や靴は、衛生管理区域に持ち込まない。
- 3 野生動物からの病原体の侵入防止**
 - 畜舎には、敷地に溜した水を与えている。
- 4 衛生管理区域の衛生状態の確保**
 - 畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行っている。
 - 家畜の体液（生乳を除く）が付着する物品は、1箇ごとに交換又は消毒をしている。
 - 空になった畜舎又はハッチの清掃及び消毒をしている。
- 5 家畜の健康観察と異常が確認された場合の対処**
 - 家畜の異状を確認したときには、すみやかに獣医師に連絡している。
 - 家畜の健康観察は、毎日行っている。
 - 出糞又は移動のときには、家畜の健康状態を確認している。
- 6 感染ルートの早期特定のための記録の作成及び保管**
 - 衛生管理区域に立入った者等について記録し、1年間保存している。

お問い合わせ先

熊本県	農林水産部生産局畜産課	096-383-1111 (代表)
	中央家畜保健衛生所	0964-28-6021
	城北家畜保健衛生所	0968-46-2075
	阿蘇家畜保健衛生所	0967-22-0041
	城南家畜保健衛生所	0966-22-3814
	天草家畜保健衛生所	0969-22-3668

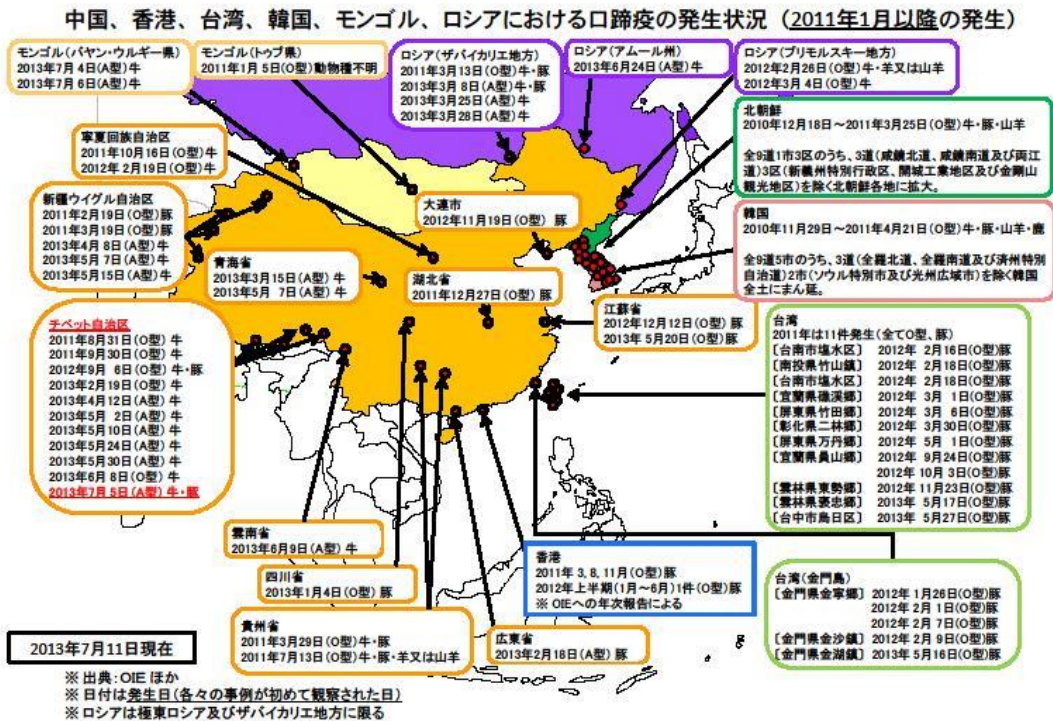
毎月20日は「くまもと家畜防疫の日」



近隣諸国では口蹄疫が継続発生中です

先月号でもお知らせしましたが、中国における口蹄疫の発生報告が著しく増加しています。7月に入ってからも中国チベット自治区、また、モンゴルで発生が見られています。

今後とも発生情報に注視していただくようお願いします。



近隣諸国における悪性伝染病発生情報

病名	発生地	発生日	畜種	型
口蹄疫	中国	6月8日	牛	O
		6月9日	牛・豚	A
	台湾	5月27日	豚	O
	ロシア	6月24日	牛・羊・豚	A
高病原性 鳥インフルエンザ	ネパール	5月28日～6月2日	家きん	H5N1
低病原性 鳥インフルエンザ	台湾	5月15日	鶏	H5N2亜型

BSE全頭検査の見直しについて

BSE対策については、食品安全委員会の食品健康影響評価に基づき、本年7月1日に国内のBSE検査対象月齢が48か月齢超に引き上げられました。

また、平成25年5月には、国際獣疫事務局(OIE)総会において、我が国はBSEリスクステータス最上位の「無視できるリスクの国」の認定を受けています。

これを受け、熊本県においても、と畜場での全頭検査が見直され、7月1日からは、48か月齢を超えた牛に限定してBSEスクリーニング検査が実施されています。

飼料規制や特定危険部位の除去などのBSE対策については、引き続き徹底されています。

なお、**死亡牛については引き続き24ヶ月齢以上の検査を継続しています**ので、迅速な搬入をお願いします(下記参照)。

7月から9月まで死亡牛受入時間が変更されます

夏場においては、暑熱による影響から死亡牛が増加する傾向にあります。また、気温の上昇に伴い短時間で死亡牛の腐敗が進行し、悪臭等の環境問題の発生や、腐敗の影響により死亡牛のBSE検査の実施が不可能となる場合も危惧されます。さらに、菊池市にある(株)熊本蛋白ミール公社(以下、公社)で**腐敗牛として受入された場合は、化製処理料として牛の月齢に関係なく一律35,000円が徴収されます**(通常処理料:24か月齢以上16,000円、3か月~24か月齢未満10,000円、3か月未満6,000円)。

そこで、公社では、7月から9月まで、腐敗牛の発生を減らすため、**土曜日の午後も受入を実施されます**。牛が死亡した場合は、涼しい場所での保管及び公社への迅速な搬入をされますよう、生産者の方々のご協力をお願いします。

(株)熊本蛋白ミール公社での死亡牛受入について

1 受入時間延長の期間

平成25年7月1日~9月30日

2 期間中の土曜日の受入時間

午前	8:30~11:30
午後	13:00~15:00

※通常土曜日は午前のみ受入

3 期間中の祝日等による休業日

祝日:7月15日(月)、9月16日(月)、9月23日(月)

お盆:8月15日(木)

死亡牛受付の問い合わせ先:

(株)熊本蛋白ミール公社 0968-26-3766